



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

号14交「とらん丸」を使用する考えが 薄くなっている現実明らかに

新潟地本は4月28日に申14号・簡易型乗用除雪機械「とらん丸」に関する申し入れの団体交渉を行いました。

積雪により駅間停車した列車の救援対策として導入された「とらん丸」を維持・管理することに對する支社側の認識を質しました。

年間の維持費は5台で100万円強

「とらん丸」について支社側は、東光寺・帯織駅間444Mが長時間停車した事象の対策として、駅間に長時間停めないことと救済を目的に導入したと説明しました。

導入以来、本線での使用実績は皆無

現在の配備箇所と台数を質すと、長岡駅、北長岡駅、新潟車両センター、新津駅北部構内、十日町駅の計5台であるとしました。「とらん丸」の年間維持費用を質すと、毎年1台当たり20万円、5台で100万円が年次検査でかかり、本線上で使用しない理由を問うと、総合的な判断でMRによる救済が早いと判断したとしました。

新潟設備職場で 新たな仲間が加入!



新たな仲間と 共にがんばろう!

運搬に時間がかかるとしても性能は大丈夫だと交渉で回答していたことを指摘すると支社側は、載線箇所の問題や、車両付近を除雪しても駅まで除雪しないと運転できないことが課題だとしました。その点も組合が指摘していた内容であり、導入当

時は大丈夫と回答していたにも関わらず回答が変わっていると指摘すると、雪の状況も変化した中で運用実態にあわせて教育方法も変更

本部申42号団体交渉 夏季手当追加支給 経営側は姿勢を変えず

中央本部は5月20日に申42号・2026年度夏季手当に追加支給を求める申し入れの団体交渉を行いました。

2026年度夏季手当に「役割遂行賞金の0.6ヶ月分」の追加支給を求めました。

組合側は2026年度夏季手当要求について、3.0ヶ月は、東日本ユニオンが考える「算定基礎額(職務能力給、マネジメン手当、業務手当、住宅手当・地域額を全社員一律4万5000円、扶養手当を廃止せず扶養する者1人につき一律2万0000円等)」に基づく要求だと説明しました。

その上で、経営側が算定基礎額とした「役割遂行賞金(職務能力給、マネジメント手当、業務手当)」に基づく2.9ヶ月分の支給では、東日本ユニオンの要求額と大きな乖離が生じると主張しました。

組合側は「役割遂行賞金」を算定基礎額とするならば、社員の奮闘に見合った成果配分とすると共に、社員の生活実態に即した支給水準とするために夏季手当に0.6ヶ月を追加支給するよう求めました。

経営側は、直近の業績をベースとし、中長期的な経営見通しや直近の物価等を含めた社会的動向を勘案し、総合的に判断したものであるとして、追加支給の考えはないと回答しました。

組合側は昨年度より夏季手当の支給額が減る社員がいることは認められないと訴え、「平均支給額」のまやかしなどを主張し、求めましたが、「追加支給0.6ヶ月分の追加支給の考えはない」とする経営側の姿勢を変えるには至りませんでした。

ではなかったと受け止めることと指摘しました。支社側は、対策会議等で早急に運搬を取りやめる判断をしてきたことで無理に除雪を行わず、「とらん丸」を使用する意識が薄らぎつつあると述べ、今後の運用については別途議論していくことを述べて交渉を終えました。

載線可否をまとめた踏切台帳も更新せず

「とらん丸」は傾斜や道路の構造によって載線できないことがあることから、どの踏切から載線可能か把握はしているのか質すと支社側は、載線可能な踏切を調査し台帳を作成したが、更新は滞っていると明らかにしました。

その上で、踏切構造が変わると認識がなくなるとい認識がなかったため、構造が変わった時に台帳を更新するルールを決めていなかったと明らかにしました。

組合側は、8年間使用することなく、台帳の更新ルールも定められず、教育も限定的なものとなるなど、実際には使える状況でないことを見れば、使う前提



状況に応じて判断したものであり、除雪に関する考えは基本的に変わっていないとしました。